

寄 附 行 為

財団法人 順天堂精神医学研究所

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

第 1 条 本法人は財団法人順天堂精神医学研究所と称す。

第 2 条 本法人は主たる事務所を、埼玉県越谷市大字袋山700番地1におく。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 本法人は精神医学および精神保健福祉に関する研究、教育ならびにその知識の普及を目的とする。

第 4 条 本法人は前条の目的を達成するため、事務所所在地に次の施設を設置し、以下の事業を行なう。

施 設

順 天 堂 精 神 医 学 研 究 所

事 業

1. 精神障害の本態と成因に関する研究
2. 精神障害の治療と予防に関する研究
3. 精神保健福祉に関する研究および地域社会に対する知識の普及ならびに啓発
4. 教育への精神医学的知識の適用
5. 精神医学に関する医師の教育ならびに研修
6. その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産および会計

第 5 条 本法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

- 第 6 条 本法人の資産のうち、次に掲げるものを基本財産とする。
- (1) 別紙財産目録に基本財産として記載されたもの
 - (2) 理事会で基本財産に繰入れることを議決したもの
 - (3) 基本財産とすることを指定して寄付されたもの
2. 基本財産は処分し、または担保に供してはならない
- ただし特別の理由がある場合には、理事会の議決および評議員会の承認を経て、その一部を処分し、または担保に供することができる。
- 第 7 条 本法人の資産のうち、基本財産を除く資産を運用財産とし、これで本法人の経費を支弁する。
- 第 8 条 本法人の資産は理事会の議決および評議員会の承認を経て、定めた方法によって理事長が管理する。
- 第 9 条 資産のうち現金は、郵政官署、確実な銀行または信託会社に預け入れ、もしくは信託し、または国公債もしくは確実な有価証券に換え保管するものとする。
- 第 10 条 本法人の事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経、評議員会の承認を受けなければならない。
- 第 11 条 本法人の決算については、毎会計年度の 2 ヶ月以内に、財産目録、貸借対照表および事業報告とともに監事の監査を経たうえ、理事会および評議員会の承認を受けなければならない。
- 第 12 条 会計年度末に剰余金を生じたときは、理事会および評議員会の承認を受けて、すべてこれを基本財産または運用財産に繰り入れなければならない。
- 第 13 条 本法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 4 章 役員、評議員および職員

- 第 14 条 本法人に次の役員をおく。

理事 6 名以上 12 名以内

監事 2 名

- 第 15 条 本法人の理事および監事は、次に掲げる者をもってあてる。
- 理事 (1) 研究所の管理者
- (2) 評議員によって互選された 2 名乃至 4 名の者
- (3) 評議員によって選出された学識経験者
- 監事 評議員の意見をきいて、理事会において選任された者
2. 理事長は理事会において互選によって定める。
3. 本法人の役員は親族等の数が理事および監事の数のそれぞれ10分の 4 未満としなければならない。
- 第 16 条 理事長は本法人を代表し、業務を統理する。
2. 理事は本法人の常務を処理する。
3. 監事は民法第59条に規定する職務を行う。
- 第 17 条 役員任期は 3 年とし、新任または補欠により就任した役員（管理者である理事を除く）の任期は、すでに就任している他の役員任期と同時に満了するものとする。
- 但し管理者である理事は、管理者の職を退いたときは理事の職を失うものとする。
2. 役員は再任することかできる。
3. 役員は任期満了後といえども、後任者が就任するまではその職務を行なうものとする。
- 第 18 条 役員が本法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合または、特別な事情がある場合には、その任期中であっても、理事会および評議員会の議決により、これを解任することができる。
- 第 19 条 役員は有給とすることができる。
- 第 20 条 本法人に評議員12名以上24名以内を置く。
- 第 21 条 評議員は理事会が選任し、理事長が委嘱する。
2. 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の 2 倍を下ることがなく、かつ親族等の数が評議員の総数の10分の 4 未満としなければならない。
- 第 22 条 評議員の任期は 2 年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期はすでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するも

のとする。

第 23 条 評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行なうほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第 24 条 本法人に職員を置き、理事長が任免する。

2. 職員は理事長の定めた職務に従事する。

第 5 章 会 議

第 25 条 本法人の会議は理事会および評議員会とし、それぞれ定時会議と臨時会議にわけらる。

第 26 条 定時会議は年 2 回、3 月および 5 月に開催し、臨時会議は随時必要なときに開催する。

第 27 条 会議は理事長がこれを招集する。

2. その会議を構成する理事または評議員の 3 分の 1 以上から連名をもって、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

3. 理事会の議長は理事長をもってあて、評議員会の議長は評議員の互選によって定める。

第 28 条 会議は別段の定めのあるもののほかは、理事または評議員の 2 分の 1 以上が出席し、その過半数の賛成による承認を受けなければならない。

2. 可否同数のときは議長の決するところによる。

第 29 条 会議の招集は少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時および場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で通知しなければならない。

2. 会議においては、あらかじめ通知のあった事項のほか、議決することができない。

第 30 条 已むを得ない理由のため会議に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面または代理人をもって表決をすることができる。

ただし代理人は評議員でなければならない。

2. この場合は出席したものとみなす。

3. 代理人は代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 31 条 次に掲げる事項は評議員会に附議し、その同意を得かつ、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(1) 事業計画および収支予算の決定

(2) 借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）の決定

(3) 事業報告および収支決算の決定

(4) 前年度剰余金または損失金の処理

(5) 基本財産の設定および処分（担保提供を含む）

(6) 事業計画および収支予算の重大な変更

(7) 諸規定の制定および改廃

(8) 寄附行為第 4 条に関する事項

(9) 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて附議する事項

第 32 条 すべて会議には議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印のうえ、これを保存しなければならない。

第 33 条 この寄附行為に定めるもののほか、会議の議事の細則はそれぞれの会議において定めることができる。

第 6 章 寄附行為の変更並びに解散

第 34 条 この寄附行為は、会議を開いて、理事および評議員おのおのの総数の 3 分の 2 以上の同意を経、かつ埼玉県知事の認可を受けなければ変更することができない。

第 35 条 本法人の解散は、会議を開いて、理事および評議員おのおのの総数の 4 分の 3 以上の同意を経、かつ埼玉県知事の認可を受けなければならない。

第 36 条 本法人が解散したときの残余財産は、国もしくは地方公共団体、または類似の目的をもつ他の法人もしくは医学部を設置する学校法人に帰属するものとする。

第 7 章 補 則

第 37 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において別に定める。

第 38 条 本法人の公告は本法人事業所掲示場に掲示して行う。

附 則

- 1 この寄附行為設立当時の役員は次のとおりとし、その任期はこの寄附行為施行の時に始まり、第17条の規定による。
- 2 本法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この寄附行為の規定にかかわらず、別紙事業計画及び予算書のとおりとする。

理 事（理事長）	懸 田 克 躬
理 事	愛 知 揆 一
理 事	赤 坂 武
理 事	有 山 登
理 事	東 俊 郎
理 事	前 川 喜 作
理 事	白 木 博 次
理 事	羽 場 令 人
理 事	大 野 大

附 則

この寄附行為は埼玉県知事の認可の日（昭和42年7月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は埼玉県知事の認可の日（昭和51年8月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は埼玉県知事の認可の日（平成元年3月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は埼玉県知事の認可の日（平成12年6月13日）から施行する。

附 則

この寄附行為は埼玉県知事の認可の日（平成15年2月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は埼玉県知事の認可の日（平成15年9月8日）から施行する。